

広島県土地開発基金条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十八号

広島県土地開発基金条例を廃止する等の条例

(広島県土地開発基金条例の廃止)

第一条 広島県土地開発基金条例(昭和四十四年広島県条例第二十五号)は、廃止する。

(広島県公共用地等取得事業特別会計条例の一部改正)

第二条 広島県公共用地等取得事業特別会計条例(平成三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「土地開発基金若しくは」を削る。

(広島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 広島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十五年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項を削る。

(広島空港県営駐車場管理条例の一部改正)

第四条 広島空港県営駐車場管理条例(平成五年広島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島空港県営駐車場設置及び管理条例

本則中「き損」を「毀損」に改める。

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 広島空港の利便性の向上に資するため、広島空港県営第一駐車場及び広島空港県営第二駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「管理者」を「知事」に改め、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第四号中「管理者」を「知事」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「管理者」を「知事」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「管理者」を「知事」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条中「管理者の」を「知事の」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「公営企業の管理者（以下「管理者」という。）」を「知事」に改め、同条第二項第三号中「管理者」を「知事」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（名称、位置及び規模）

第二条 駐車場の名称、位置及び規模は、次のとおりとする。

名称	位置	規模
広島空港県営第一駐車場	三原市本郷町	五九三台
広島空港県営第二駐車場		六四五台

別表中「（第六条関係）」を「（第七条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（広島空港県営駐車場管理条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際、第四条の規定による改正前の広島空港県営駐車場管理条例（以下「旧条例」という。）第二条第一項に規定する指定管理者である者は、この条例の施行後においては、第四条の規定による改正後の広島空港県営駐車場設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第三条第一項に規定する指定管理者とみなす。

3 この条例の施行前に旧条例（これに基づく企業管理規程その他の規程を含む。）の規定によって行った処分、手続その他の行為は、新条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）のそれぞれこれらに相当する規定によって行った処分、手続その他の行為とみなす。